

事務連絡
令和6年9月10日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

と畜検査に係る取扱いについて

標記について、別添1のとおり茨城県から照会があり、別添2のとおり回答しましたので、ご了知いただきますようお願いします。

なお、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について（結果）（獣医師の有効活用及び確保に関する取組）」（令和4年3月30日付け薬生食監発0330第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知及び令和6年3月27日付け健生食監発0327第4号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知）中の各自治体で実施されている「と畜検査等の円滑な実施のための取組」についても、参考としてご活用いただきますようお願いします。

生衛第 634 号
令和6年9月2日

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長 殿

茨城県保健医療部長
(公 印 省 略)

と畜検査制度に係る疑義について（照会）

と畜検査については、と畜場法（昭和28年8月1日法律第114号。以下「法」という。）第19条及びと畜場法施行令（昭和28年8月25日政令第216号。以下「令」という。）第10条に基づき、公務員獣医師である「と畜検査員」が行うこととされている。

近年、公務員獣医師の確保が困難となっており、安定したと畜検査を実施するため、法及び令について、以下のとおり解して差し支えないか。

記

- 1 と畜検査員が法第14条の規定による検査を実施することを前提に、民間の獣医師（当県が県獣医師会に委託していると畜検査の補助業務を行う者）が、当該検査の補助として以下の業務を行うことは可能である。

（補助の詳細）

生体、頭、白物、肺、肝臓、切開した心臓及び枝肉の異常の有無をスクリーニングする。

- 2 法第14条の規定による検査のうち、精密検査について、薬剤師や臨床検査技師等が検査の実施及びその結果の判定を行い、その精密検査の結果等を踏まえ、と畜検査員が法第16条に基づき措置を講じることは可能である。

健生食監発 0910 第 1 号
令和 6 年 9 月 10 日

茨城県保健医療部長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長

と畜検査制度に係る疑義について（回答）

令和 6 年 9 月 2 日付け（生衛第 6 3 4 号）をもって貴職から照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

貴見のとおり解して差し支えない。

以上